



令和7年度募集案内 認定団体募集



県民の環境学習を支援する団体を募集します！

認定を受けると

- こんなメリットが
- あります！

山形県では、環境保全に取り組み、県民の皆さんに対して施設見学や講座開催等を行っている民間団体を「環境学習支援団体」として認定し、ホームページや各種イベントでPRしています。

認定されたことを表示し、活動をPRできます！

県が認定証を交付します。認定団体は看板や名刺などに「山形県環境学習支援団体」と表示することができます。

県主催イベントへの参加により活動のPRができます！

令和6年度「やまがた環境展」では3団体がブース出展し、来場者に団体が提供する環境学習内容を体験していただきました。

山形県ホームページなどで広報します！

県ホームページで、各認定団体の活動内容についてまとめた活用ハンドブックを公開するほか、各認定団体が実施する各種イベント情報などを広報します。



活用ハンドブック→



募集期間：令和7年7月11日（金）～ 8月22日（金）

認定の対象となる活動

- 01 環境学習施設等事業** 工場、事業場、展示館などの見学を通して環境学習の機会を提供する事業
- 02 環境学習講座等事業** 講座や体験活動などを通じて環境学習の機会を提供する事業

認定団体の活動事例 ※令和6年度認定団体

株式会社みはらしの丘発電所 上市市に立地する太陽光発電施設の見学により、再生可能エネルギーや太陽光の仕組みについて学びます！

(お問い合わせ先) 山形県環境エネルギー部環境企画課



TEL : 023-630-3043 MAIL : ykanki@pref.yamagata.jp

認定要件

県内において環境学習を支援している民間団体で、その事業が下記の（１）～（９）の基準に該当すると認められるもの

- （１）年間を通じて、計画的に実施し、又は事業の利用の申込みがあった場合は、その都度実施することが可能であること。
- （２）１年以上の実務経験を有する者、若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われる、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- （３）昼間において、一度に10人以上を対象とした実施が可能なるものであること。
- （４）利用者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられているものであること。
- （５）特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- （６）利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
- （７）利用者から費用を徴収するときはその概要を明示できるものであること。
- （８）環境学習講座等事業を実施するものである場合には、原則として、認定の申請の日前１年間において当該事業を実施しているものであること。
- （９）役員に暴力団関係者が含まれていない、暴力団と関係を有していないこと。

申請方法

「山形県環境学習支援団体認定申請書」、「事業計画書」に必要事項を記入のうえ、「定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの」、「事業概要を記載したパンフレットその他参考となる資料」、「申請日の前１年間における活動実績を記載した書類（環境学習講座等事業の場合）」を添付して申請してください。

※詳しくは、山形県ホームページに掲載しています。下記のQRコードからご覧ください。

山形県環境学習 🔍



申請書の提出先

最寄りの総合支庁保健福祉環境部環境課に、郵送、電子メール又は持参により提出してください。

- ・村山総合支庁環境課 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68
TEL：023-621-8425 MAIL：ymurayamakankyo@pref.yamagata.jp
- ・最上総合支庁環境課 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
TEL：0233-29-1285 MAIL：ymogamikankyo@pref.yamagata.jp
- ・置賜総合支庁環境課 〒992-0012 米沢市金池7-1-50
TEL：0238-26-6035 MAIL：yokitamakankyo@pref.yamagata.jp
- ・庄内総合支庁環境課 〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1
TEL：0235-66-4756 MAIL：yshonaikankyo@pref.yamagata.jp